

第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録（要点筆記）

日時：令和5年11月27日（月）
午後1時30分～午後2時15分
場所：江別市民会館1階 小ホール

出席委員数 10名（敬称略）

出席：大久保 薫、佐藤 貴史、鹿島 聡美、川田 純、松本 拓生、
内館 佳子、近藤 弘隆、谷藤 弘知、赤川 和子、川岸 尚史
欠席：松井 秀子、伊藤 ひとみ、辻岡 雅子

事務局：健康福祉部長 岩渕 淑仁、子育て施策推進監 金子 武史
健康福祉部次長 四條 省人
子育て支援課長 宮崎 周、子育て支援課 主査 澤田 明子
障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉課 係長 飯塚 修義
障がい福祉課 主査 阿部 裕介
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 岡田 滉平
（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 多羽田 千春

傍聴者 2名

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （1）第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の素案について
 - （2）意見公募（パブリックコメント）の実施について
3. 閉 会

○事務局 鈴木課長

(配付資料の確認)

(今回欠席委員(松井委員、伊藤委員、辻岡委員)の報告)

委員は13名中10名の参加報告。

要綱第5条第3項の規定により、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

事務局からは以上です。今後の進行につきましては、大久保委員長、よろしくお願いいたします。

○大久保委員長

「江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱」第2条の規定では、傍聴希望者は委員長の許可を受けなければならないとなっております。

本日、傍聴希望者が2名いらっしゃいますので、入室を許可します。皆さん、よろしく申し上げます。

(傍聴者入室)

○大久保委員長

ただいまから「第4回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。

それでは、次第2の議事(1)第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 阿部主査

資料1「計画素案の修正案について」をご覧ください。前回の策定委員会において、委員の皆様からのご意見などを踏まえ、計画素案の文言を修正いたしましたので、資料1では修正した部分のみを、修正前と修正後が分かるように記載しております。では、修正をしたページ順にご説明いたします。

また、修正後の計画素案につきましては、資料3の一式でございまして、併せて確認をお願いいたします。

はじめに、資料1の1ページと計画素案の9ページをお開き願います。佐藤副委員長のご指摘で『平成29年からは、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。』という文章については、表やグラフでは、そのように見えていても、実際には平成29年よりも以前から増加傾向のため、表現的に誤解を招く恐れがあるものは、修正した方が良いのではないかというご意見を踏まえ、資料の右側の文章のとおり、『平成29年からは』という文言を削除し、記載のとおり修正をいたしました。

同様に表やグラフではそのように見えていても、表現的に誤解を招く恐れがある文章として、計画素案17ページの障がい児の手帳所持者数に関する文言、計画素案24ページの新規精神障害者手帳の交付数に関する文言、計画素案26ページの特別支援学級設置状況に関する文言、計画素案27ページの通級指

導児童数に関する文言については、誤解を招く表現であったため、何れも年数表記を削除し、右側の文章に修正いたしました。

次に、資料1の2ページと計画素案45ページをお開き願います。団体ヒアリングに関する文章ですが、一番上の「○緊急時や災害時の対応について」の項目の中の4つ目の・の「障がい内容に合わせた避難所の整備、盲導犬の受け入れ態勢の整備」という文言についてです。盲導犬に関する記載は、ヒアリングの際に『盲導犬の同行は受け入れを拒否される避難所があると聞くので改善してほしい』という結果から、記載していたものですが、前回の委員会の際に、佐藤副委員長から『平成14年に身体障害者補助犬法という法律が制定され、避難所においては補助犬の同行を拒むということはしてはならないとなっており、江別市内の避難所において盲導犬の同行を拒む対応はしていないと思われるため、江別市における事実と異なる場合は、字句を修正した方が良い』というご意見がございました。

事務局で、担当部署の危機対策・防災担当に確認したところ、佐藤副委員長のおっしゃるとおり、身体障害者補助犬法の規定のとおり、市内の避難所において盲導犬の同行を拒む対応はしていないことの確認をいたしましたので、右側の文章のとおり盲導犬に関する記載は削除いたしました。

次に同じ資料1の2ページと計画素案45ページの「○生活環境の整備と生活支援」のついで項目についてです。身体障害者福祉協会の辻岡委員から、意見報告書の提出があり、視覚障がいのある方に同行する『ガイドヘルパー』が不足していることから、ヘルパーと言う表記に留まらず、ガイドヘルパーという文言を入れてほしいと意見の報告がありました。

また、辻岡委員からは、「同行援護」と「移動支援事業」の利用時間に関するご意見をいただきました。江別市においては、「同行援護」と「移動支援事業」の年間利用時間の上限を合計で600時間と設定しているところではありますが、この600時間について『外出の多い方は上限一杯になってしまうため、上限を増やしてほしい』というご意見でありました。こちらのご意見を踏まえ、1行目の・の「ヘルパーの高齢化等に伴う不足解消、ヘルパーの育成強化」の文言は、右側に記載のとおり「ヘルパー（ガイドヘルパーを含む）の不足解消、育成強化」に修正いたしました。また、2行下に「視覚に障がいのある方が利用する同行援護・移動支援の利用時間数の拡充」という文言を追記いたしました。

次に、資料1の3ページに移ります。同じ「○生活環境の整備と生活支援」についての項目です。「訪問入浴」に関する記載で、「事業所の人材不足による」という文言については、鹿島委員から『人材不足という記載では事業所の体制の問題のように見えてしまうが、夏場週2回で冬場週1回といった、季節で入浴回数上限を異なる決定をしている影響で、職員の枠を確保できないことも理由の一つである』というご意見がありました。

事務局においてヒアリング内容を精査した結果、鹿島委員のご指摘に関する部分について確認いたしましたので、右側の文章のとおり、「訪問入浴サービスの利用可能回数の拡充」に修正をいたしました。

次に資料1の3ページと計画素案48ページをお開き願います。「(4) 社会参加の機会の確保」に関する記載についてですが、鹿島委員から『就労している人たちの交流の場として、川田委員の事業所で既に就労している人たちの交流活動を実施している』というご発言がありましたので、内容を精査した結果、該当する文章について修正し、右側の文章のとおり「交流の場の充実を図ること」という文章に修正いたしました。

次に同じく資料1の3ページと計画素案48ページの「(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり」に関する記載についてです。赤川委員から『リーフレットやパンフレットのみならず、動画や絵などで分かる視聴覚教材があれば、よりサービス内容などの制度が分かりやすい』というご意見と、松井委員からは『リーフレットやパンフレットは、多くの人目に留まるようなところに、配置してはどうか』というご意見をいただきました。今回の計画では、令和8年度までの見込量に関する記載が中心でありますので、赤川委員と松井委員からのご意見については、47ページから48ページの「2. 課題の整理」の項目「(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり」に追加いたしました。追加の文言としましては「様々な相談や障害福祉サービス等につながるよう、広報やホームページによる情報提供の充実を図るとともに」という文言ですが、こちらには、色々な工夫をして情報提供をしていくという意味で記載しております。

また、赤川委員からは『もし動画撮影の場合は、被写体の方のプライバシーの保護が最重要である』とのご意見を踏まえ、画像などの静止画によるものも含めて、情報提供の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、計画素案65ページの地域活動支援センターの実施箇所数についてですが、前回の委員会では、川田委員や鹿島委員や大久保委員長から『利用者のニーズや障がいの状況により、選択肢が増えるよう、現在の1か所から2か所以上になることが望ましいのではないかと、江別市の人口規模からすると、1か所では少ないのではないかと』というご意見をいただきました。

また、前回の策定委員会において川田委員から『地域活動支援センターのニーズはもう少しあるのではないかと思っている』というお話がありました。地域活動支援センターを拡大していくということについては、市として決して後ろ向きに考えているものではありません。一方で、事務局で検討した結果、市として地域活動支援センターのニーズを調査し、あり方そのものについて検討していく必要があると考えたところであります。

つきましては、事務局としましては、計画素案66ページの「(2) 今後の取り組みの方向性」の項目に考え方を記載したいと考えております。資料1の4ページと計画素案66ページをお開き願います。3段落目と4段落目の間に「また、地域で生活する障がいのある方が、気軽に創作活動や生産活動、交流活動などを行う地域活動センターについては、利用者の意向や障がいの状況にあわせて活動の場を選択できるよう、地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえ、拡大を目指します。」という文言を追記いたしました。

先ほどもご説明しましたとおり、ニーズの把握やあり方そのものについて検討をしていく必要があることから、65ページの令和6年度から8年度の実施

箇所数、実利用者数／年については、令和5年度と同様に1箇所、10人として考えております。なお、地域活動支援センターについては、拡大に向けて進めていく考えに変わりはありませんので、財政的な課題はありますが、令和8年度までの計画期間内の拡大も含めて進めていきたいと考えております。

次に資料1の5ページと計画素案67ページの「(1) 地域における支え合いの強化」についてです。中段の災害時の避難支援に関する記載について、大久保委員長から『個別避難計画の作成についても記載した方が良い』というご意見がございました。「個別避難計画」は、避難行動に支援が必要な方について、具体的に避難経路や支援者について明記し、その計画を自治会や社会福祉協議会、警察・消防等で共有し、災害時に避難を支援していくものでございます。

よって、右側の文章のとおり『「避難行動要支援者避難支援制度」の利用を推進し、避難行動要援護者ごとに具体的な避難経路や避難支援者などを定めた「個別避難計画」の作成により、』という文言を追記いたしました。

計画素案について、委員の皆様からのご意見により修正した部分については以上でございます。

次に、計画素案の修正には至らなかったものの、事務局に持ち帰り検討した事案がございますので、ご説明いたします。

計画素案41ページをお開き願います。移動支援事業に関して、令和3年度以降の実績が当初の見込を下回った理由について、事務局では『新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、障がいのある方の外出機会の減少、障がいのある方の交流イベントの中止などにより、それぞれ見込量に比べて減少したため』とご説明いたしました。

前回の委員会で鹿島委員から『計画素案36ページの「行動援護」についても、「移動支援事業」と同様に外出をする際に利用するサービスであるものの、「行動援護」については実績が見込量から上回り、一方で「移動支援事業」では実績が見込量に比べて下回っているのは、同じ外出の際に利用サービスであるにも関わらず疑問である』というご意見がありました。また、『移動支援事業所の中で行動援護の資格を取ったヘルパーが増えて、障がいの重い方にも対応できるようになったため、行動援護が増えたのではないか』というご意見もございました。

事務局にて、再度内容について精査したところ、鹿島委員のおっしゃるとおり、「移動支援事業」から「行動援護」に移られた利用者の方が複数名いらっしゃいました。また、全ての事業所ではないですが、事業所の職員の方にも聞き取りを実施したところ、「移動支援事業」については、やはり新型コロナウイルスの流行により外出機会が減ったという印象があるようで、感染不安があることから、外出を控えたり、イベントごとが中止になり外出機会が減ったということも一因にあるとのことでした。

一方で、「行動援護」については、「行動援護」のサービスを利用される多くの方が生活介護事業所を利用しています。生活介護事業所では、新型コロナウイルスの流行により閉鎖となり、通所できない時期が事業所によってはありましたが、事業所が閉鎖されると利用者の外出機会が減るため、親のレスパイト

などのために外に散歩に行くなどして、サービスを利用された方が多くいたと聞いております。

よって、「移動支援事業」については、外出機会の減少により見込みに比べて実績は伸びませんでした。一方、「行動援護」については、「移動支援事業」から「行動援護」に移られた方や新規の利用者により利用人数が増えた一方で、外への散歩などにより外出する機会が減らなかったため、利用人数が増えた分だけ利用時間数も伸びたという分析結果になりました。

なお、「移動支援事業」の令和6年度以降の見込量は、計画素案65ページに記載しておりますが、この見込量の推計は、令和3年度以降の利用人数や利用時間数の傾向と、障がい者人口の推計に基づき算出していることから、計画素案に記載の見込量の修正は行わないものですが、鹿島委員のご意見のとおり、移動支援事業所の中で行動援護の資格を取ったヘルパーが増えて、障がいの重い方にも対応できるようになったということも、「行動援護」の利用人数が増えている一因であることは事務局としても把握できましたので、次回の計画策定の際には、しっかり認識した上で分析していきたいと考えております。

次に事務局により修正した部分をご説明いたします。計画素案3ページをお開き願います。「2. 計画の位置づけ」についてですが、掲載している図の左側に、北海道の計画に関する記載がございます。こちらの計画について、「第3期北海道障がい者基本計画」と「第7期北海道障がい福祉計画」の2つの計画を統合し、新たな計画とすることについて、北海道から通知がございました。新しい計画の名称は「第1期 ほっかいどう障がい福祉プラン」であることから、記載のとおり修正をいたしました。

次に、計画素案6ページをお開き願います。「(5) SDGsの視点」に関する記載についてですが、修正前に掲載していた図は、全体的に小さく、文字が見にくいため、大きいものに修正いたしました。

以上で説明を終わります。

○大久保委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

前回の委員会でご指摘のあったところの文言については、修正しているという説明でした。本日はパブリックコメント前の計画素案の最終確認ですので、内容に関することや前回気づかなかった部分なども含めて、是非ご意見をいただければと思います。なお、最終確認といっても、パブリックコメント後に見直しは可能です。では、ご意見などあればよろしく申し上げます。

○佐藤副委員長

資料1「計画素案の修正案について」に関して質問です。資料1の4ページについてですが、計画素案66ページに追記された文章の中に「地域活動センター」という文言がありますが、計画素案65ページでは「地域活動支援センター」と記載されています。どちらの表現が一般的なのかの確認も含めて、表

現は統一したほうが良いのではないかと思います。

○事務局 鈴木課長

ただいまご指摘のありました「地域活動センター」と「地域活動支援センター」が混在している件について、正しくは「地域活動支援センター」であるため、計画素案66ページに追記する部分は「地域活動支援センター」へ修正いたします。

○鹿島委員

「移動支援事業」と「行動援護」についてのご説明、ありがとうございました。とても納得する内容でした。

そこで「移動支援事業」の見込量に関する質問ですが、計画素案41ページに記載されている令和5年度の見込量ですが、令和5年度実績の見込値は下回る予想とのことでした。一方で、計画素案65ページに記載されている令和8年度までの見込量は、これまでの実績や障がい者人口の推計に基づき算出していると事務局から説明がありました。結果的に令和8年度まで、少しずつ増えていくということだと思います。

見込量だけを見ますと、令和5年度までの見込量に対して令和8年度までの見込量は大きく減少していますが、今後、新型コロナウイルスの流行が落ち着いて、外出する人が増えてきたら、また「移動支援事業」を利用する人が増えてくるのではないかと思います。令和8年度までの見込量はこのままで大丈夫でしょうか。

○事務局 鈴木課長

新型コロナウイルスの流行が落ち着いてきていますので、ある程度は「移動支援事業」を利用される方が増えてくるということも予想しています。しかし、今回の見込量の算出については、過去の実績等を踏まえて算出したので、記載の数値に至ったところでございます。

○鹿島委員

はい。分かりました。

○大久保委員長

では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

地域活動支援センターの実施箇所数について、前回の委員会では、委員の方からも2か所ぐらいあると良いのではないかというご意見がありましたが、事務局で検討した結果、後ろ向きではなく前向きではあるものの、とりあえずは1か所のままでいきたいということでした。また、実施箇所数の議論については、ニーズの調査やあり方の検討など、もう少し検討する時間が必要とのことでしたが、ご意見などはございますか。

○川田委員

前回の委員会で、地域活動支援センターのニーズがもう少しあるのではないかと提案させていただきました。その際、現在実際に地域活動支援センターを運営されている、江別あすか福祉会の松井委員からも、現在の機能の見直し等も含めて、改めて検討していきたいというお話があったので、今ある地域活動支援センター1か所をより充足させていくことが良いのか、実施箇所数を増やしていくことが良いのかについては、もう少し慎重に考えながら、今後の市内の地域活動支援センターのあり方などを検討していくことも必要かと思いました。

実施箇所数は増えたけれども、それぞれあまり機能していないとなれば、良い状況とも言えず、障がい福祉計画は現状の1か所のままだけれども、計画期間中に新たな地域活動支援センターができるのであれば、それはそれで良いことではないかと思えます。地域の皆さんと協議しながら、より良い方向に検討が進めば良いのではないかと思えます。

○事務局 鈴木課長

事務局としても、地域活動支援センターの件は、時間をかけて検討してまいりました。前回、大久保委員長からのお話にもあったように、人口規模等からすると1か所では当然少ないという話があります。また、現在の地域活動支援センターの利用は、精神障がいの方が多いということもあり、精神障がい以外の方々も利用できる地域活動支援センターも必要であると認識しております。

ただ、川田委員がおっしゃったように、あり方自体をもう少し検討させていただきたい点と、ニーズについても調査をしていきながら、新たな地域活動支援センターについて、考えていきたいと思っております。

また、先ほど阿部からもご説明したとおり、後ろ向きではなく前向きに考えておりますし、計画期間中の令和8年度までに、もし検討結果が形としてでき上がれば、今後増やしていきたいと事務局としても考えておりますので、その点について付け加えさせていただきます。

○大久保委員長

川田委員、事務局、ありがとうございます。

地域活動支援センターの今後について、まずは、検討していく場がきちんとあるということが大事だと思います。どういう場で論議していくのか、どのようにしてニーズを調査していくのかなどは、例えば自立支援協議会ですとか、色々検討する場があるようですので、うまく活用して検討を進めてもらえればと思います。

また、地域活動支援センターの運営には、お金がかかることですので、担当課の方も、財政部署の方を説得しなければならないと思います。そういう意味でも、ちゃんとした検討結果を揃えるということは非常に重要なことだと思いますので、本当に必要なのだということが分かるように、引き続き論議をお願いします。

○事務局 鈴木課長

ただいま委員長からのお話のとおり、地域活動支援センターのあり方やニーズなどについては、自立支援協議会の中でどのように把握していくかを含めて検討していきたいと考えております。

○大久保委員長

では、ほかにもご意見など、いかがでしょうか。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

それでは、パブリックコメント前の計画最終案として進めていきますので、よろしくをお願いします。

では、次第2の議事(2)意見公募(パブリックコメント)の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 阿部主査

それでは、資料2「パブリックコメントの実施について」をご説明いたします。この計画については、市民参加条例に基づき、広く市民から意見を求めるパブリックコメントを実施したいと考えております。

パブリックコメントの目的ですが「江別市第7期障がい福祉計画」及び「江別市第3期障がい児福祉計画」をまとめた計画書である「障がい者支援・えべつ21プラン」の案を広く市民に公表し、市民から広く意見等を求め、提出された意見等を考慮して計画を策定するために実施するものです。

次にパブリックコメントの実施期間は、市民参加条例によりパブリックコメントの公表日を起算日として30日以上と規定されていますので、令和5年12月25日から令和6年1月23日までの30日間を予定しております。

次にパブリックコメントの意見の提出方法についてですが、別紙の所定様式又は任意の様式により、持参、郵送、FAX又は電子メールでの提出としております。なお、市民参加条例の規定に基づき、匿名や電話での受け付けは対応しないこととしております。

次にパブリックコメントの募集要領の配置場所についてですが、記載のとおり市役所などの市の関連施設のほか、障がい福祉関係施設として総合社会福祉センターとふれあいワークセンターにもご協力をいただく予定としております。

次にパブリックコメントの意見の取り扱いと公表についてですが、事務局において意見を取りまとめ、次回の策定委員会にて、委員の皆様にご報告いたします。計画に追記などが必要な場合は、策定委員会の中でご審議いただく予定です。また、寄せられた意見は、計画書の資料編に掲載するほか、個人を特定できる箇所を除き、市ホームページにて公表する予定です。

以上で説明を終わります。

○大久保委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

無いようですので、ご説明のとおり実施していただければと思います。

以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了しました。全体をとおして、何か質問などございませんか。そのほか、事務局から何かありませんか。

○事務局 阿部主査

事務局から事務連絡です。11月10日（金）に開催いたしました第3回策定委員会にご出席された委員の皆様で、報酬の対象となられている方へは、本日11月27日にお振込みいたしましたので、ご報告いたします。

次に、11月10日（金）に開催いたしました第3回策定委員会にご出席された委員の皆様には、机上に会議録を配付しております。鹿島委員には、後ほどお渡しいたします。お手数ではございますが、内容確認をしていただき、修正等がございましたら12月5日（火）までに、見え消しで修正していただいたものを、障がい福祉課まで電子メールやFAX等でご連絡をお願いいたします。

次に、次回の策定委員会ですが、2月を予定しておりますので、時期が近づきましたら、委員の皆様にご日程を調整させていただきます。議事の内容は、パブリックコメントの結果を踏まえた、本計画の最終案についてご確認をさせていただく予定ですので、よろしくをお願いいたします。

○大久保委員長

ただ今の説明について、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【意見・質問なし】

○大久保委員長

それでは、以上で、本日協議する議事はすべて終了しましたので閉会します。本日はどうもありがとうございました。